

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第314号)

平成16年8月4日

横情審答申第314号

平成16年8月4日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成15年7月31日福高在第122号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「介護保険サービス事故報告書（平成13年4月3日供覧）ほか23  
件」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「介護保険サービス事故報告書（平成13年4月3日供覧）ほか23件」を一部開示とした決定のうち、別表2に示した部分を非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分については開示すべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「介護保険サービス事故報告書（平成13年4月3日供覧）ほか23件」（各文書については別表1のとおり。以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成14年10月1日付で行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

## (1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち、利用者の氏名・生年月日・住所・電話番号・被保険者番号・年齢・性別・利用者番号・要介護度・既往症等の状況・傷病名、利用者の家族の氏名、他の施設利用者の氏名、記載者の職・氏名（印影を含み、事業所管理者を除く。以下同じ。）、記載者以外の施設職員の氏名及び本市以外の関係機関の職員の氏名、事故の発生場所のうち居室番号等の利用者が特定される部分、ヘルパー番号、事故の種類並びに事故の内容、事故発生の経緯及び対処等、連絡した関係機関、医療機関（所在地、名称）、治療概要、利用者の状況（入院先、病状等）、家族への説明状況、損害賠償保険適用の有無、今後の再発防止策及びその他特記事項等に記録された利用者の状況等が記録された部分等については、特定の個人を識別することができることから、本号に該当し、非開示とした。

なお、本号に該当し、非開示とした情報の一部については、これを開示したとしても、特定の個人を識別することはできないと判断されることから、(4)のとおり開示する。

## (2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件申立文書のうち、事故の状況、治療の状況等については、これを開示することにより当該法人の社会的評価及び信頼性を損なうおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

なお、本号に該当し、非開示とした情報については、当該法人の社会的評価及び信頼性を損なうおそれがないと判断されることから、(4)のとおり開示する。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件申立文書のうち、法人代表者印の印影については、これを開示することにより当該法人の財産権の保護に支障が生ずるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

(4) 非開示情報の一部開示について

事業所の概要（記載者職氏名を除く部分）及び市の機関に関する情報については、介護保険事業者の公的性格が強く、事業所において事故が発生した場合も速やかに市町村に連絡を行うよう介護保険法の運営基準により、定められていること、事業所における事故発生の実態を明らかにすることは社会的要請でもあること、また、市の医療機関名については、公の機関であり、開示することにより当該法人の社会的評価及び信頼性を損なうおそれのある事業所運営上の情報には該当しない、また、市の医療機関については規模についても大規模であり、個人を特定できないと判断したため、当該情報については開示することとした。これに伴い、個人に関する情報として非開示としていた記載者氏名、報告者名、決裁欄、発生場所及び治療の状況並びに事故後の状況に記録されていた情報のうち、事業所の代表者の職名、氏名、印影及び施設名並びに市の医療機関名については開示する。

平成14年10月1日付福在第136号の一部開示決定を行った後に、一部判断を変更したため、本件申立文書についても、当該情報については答申を受けた後に開示する。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 利用者並びに利用者側の個人（家族等）の氏名、住所、被保険者番号及び要介護度については開示を求めないが、これ以外の非開示部分の開示を求める。
- (2) 個人が特定できるとの理由で実際は識別できない情報も含めて非開示にしている。
- (3) 法人の社会的評価及び信頼性が損なわれるためとの非開示は認められない。

(4) 「家族による介護から社会全体で支える介護へ」とか「自己責任で介護保険事業者・サービスを選べます」と言われてスタートした介護保険制度である。しかし、介護保険利用者が安心して頼れる事業者やサービスを選択するのに必要な情報は、現在皆無に等しい状況である。介護保険法の下で指定を受けた事業者は、利用者に対するサービスの提供時に事故が発生した場合、事故報告書を保険者に提出することになっている。この報告書は、市民にとっては、事業者選択のためのかげがえのない情報である。

(5) 利用者の要介護度、どのような事故が、どのような状況下で起きているのか、事故に際し、現場でどのように対処されたのか、連絡した関係機関、利用した医療機関、損害賠償保険の適用状況、家族への説明状況、今後の再発防止策については、サービス事業者選択にあたって、是非知りたい情報であるから、利用者・市民にとって必要な情報はできる限り公開されるべきである。

利用者名を非公開にする以上、上記の情報は、いずれも条例第7条第2項第2号に当たらない。

「法人の社会的評価及び信頼性を損なうおそれがある」として情報を非開示にしたのでは、誠実な事業者の真摯な対応は伝わらず、そうでない事業者の非誠実な対応が隠蔽されることになる。これは悪平等であり、競争の原理に反する。このことは、市民の選択による介護サービスの質の向上を阻害する。

私たち市民が切実に知りたいことは、必要な情報が公開されても、なんら社会的評価及び信頼性が損なわれない事業者はどれなのかということである。

(6) 条例第7条第2項第2号の該当性

ア 記載者名は、法人の職員であっても、職務上の行為として公的機関に提出する書面に記載したのであるから、「個人に関する情報」にあたらない。

イ 医療機関名は、個人経営の医院でも、事業に関する情報であり、個人情報にあたらない。

ウ 事故状況、治療の状況及び事故後の状況は、利用者の氏名、住所等が非開示とされれば原則として識別不可能であること、横浜市には65歳以上の方が65万人、要支援・要介護者が6万人以上もいるといわれ、個人の特定は容易ではないこと、介護保険法運用基準により、職員及び元職員には守秘義務が課されていることから、個人が識別されることは通常考えられない。

識別可能性の基準は一般人が通常入手しうる情報を基準にすべきであり、市内に

一人しかいないような特別な病気にかかっている有名人がいる旨の記載等、よほど特殊な事情がない限り、個人識別情報とはいえない。

(7) 条例第7条第2項第3号の該当性

事故状況、治療の状況及び事故後の状況の公開が法人の社会的評価及び信頼性を損なうおそれがあるというが、これは不当である。事故及びそれへの対応に問題があるのならそれが公開されてこそ公平な評価がされる。いい加減な対応をした事業者ときちんと対応した事業者が非公開のために同様に評価されてしまうのはむしろ不公平である。介護保険事業の公的性格からも事業者は開示を受忍すべき。

(8) 条例第7条第2項第4号の該当性

印影について、一般的に非開示事項にあたるとはいえない。どういう性格の印であるかを検討する必要がある。

5 審査会の判断

(1) 介護保険サービス事故報告に係る事務について

介護保険サービスを提供する事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）第5章事業者及び施設の各条項に定められた基準に従い、都道府県知事の指定を受けなければならない。指定を受けた事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、指定居宅サービス事業者は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）により、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないと規定されている。このことについては、指定介護老人福祉施設については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）により、介護老人保健施設については「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第40号）により、指定介護療養型医療施設については「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第41号）により、同様に規定されている。

横浜市では、これらの基準に基づき、各介護保険事業者に対して事故報告書の提出を求め、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、必要な指導を行うなど、事故の再発防止に努めている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、各介護保険事業者が利用者へのサービス提供に際して事故が起こ

った際に、横浜市へ提出された事故報告書の平成13年度分の一部の文書である。

様式については、平成12年4月1日の介護保険制度開始当初は定めがなく、横浜市が介護保険サービス事故報告書（以下「旧様式」という。）の様式を定めて、平成12年11月30日付「介護保険サービスの提供に伴う事故報告について」（横浜市福祉局）により、横浜市居宅介護支援事業者等連絡会等で各事業者に対して通知している。その後、横浜市が、新たに定めた「介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱い要領」（介護保険事業者事故報告書（以下「新様式」という。）の規定を含む。）を平成13年6月29日付福事第112号「介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱い要領について」により、横浜市居宅介護支援事業者等連絡会等で各事業者に対して通知している。

このような経過から、平成13年度に各介護保険事業者から横浜市に提出された事故報告書には、新旧各様式によるもの、所定の様式に別紙を添えたもの及び横浜市が定めた様式を使用していないものが存在することが認められる。

事故報告書には、事業所名、所在地、電話番号、FAX番号、管理者名、記載者名、事故が発生したサービスの種類、事故の種類、利用者（氏名、住所）、事故の状況（日時、場所、事故の内容、事故発生の経緯及び対処等、連絡した関係機関）、治療の状況（医療機関（所在地、名称）、治療概要）、事故後の状況（利用者の状況（入院先、病状等）、家族への説明状況、損害賠償保険適用の状況）、今後の再発防止策等が記録されている。

これらの情報に加えて、旧様式には、利用者の生年月日・年齢・既往症等の状況、その他特記事項が、新様式には、法人名、事業所番号、記載者職、利用者の被保険者番号・要介護度が記録されている。

所定の様式を用いていない事故報告書についても、同様の情報が記録されている。

### (3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定し、また、ただし書では、「ただし、次に掲げる情報を除く。ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、

健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち、利用者の氏名・生年月日・住所・家族の氏名等、他の施設利用者の氏名、施設職員や本市以外の関係機関の職員の氏名、事故の内容、事故発生の経緯及び対処等、治療概要、利用者の状況、家族への説明状況等に記録された利用者の状況等が記録された部分等については、本号に該当するとしているので、その妥当性について検討する。

ウ 行政文書に記録された個人に関する情報について、本号で規定する「特定の個人を識別することができるもの」の該当性を判断するに当たっては、当該特定の個人について一定の情報を有する周辺の関係者等ではない一般人において、特定の個人が識別されるおそれがあるかどうかを基準とすること（以下「一般人基準」という。）が原則である。

しかし、現在、社会全体として、介護保険サービスに対する関心は高く、各介護保険サービス事業所において発生する事故などの動向には高い関心を持っているのが現状である。また、介護保険サービスを提供している事業所の運営に福祉ボランティアが多数関わっていたり、施設に出入りする利用者及び家族や利用者を送迎する施設の車の動向等が、利用者の自宅及び事業所の周辺に居住する地域住民の目に常に触れる状況にあるなど、各施設の利用者個人についての一定の情報を有する者（以下「特定周辺者」という。）が、利用者や事業所の周辺に一定人数存在する状況にある。

そして、特定の介護保険サービス事業所に入所又は通所している利用者の人数は、一部の大規模な施設を除いて、多くの施設では数十人の規模であることから、当該施設に関する情報など一般に入手可能な他の情報と組み合わせることにより、事故にあった利用者個人が識別される可能性が高いものとなっている。

このような状況の下、本件申立文書に記録されている介護保険サービスの特定の利用者の事故に関する情報について、一般人基準をそのまま適用して個人

識別性を判断すると、特定周辺者から開示請求された場合には、個人識別性を有しないとして開示される情報と、特定周辺者が有する情報を組み合わせられることにより、事故にあった利用者個人が識別されるおそれがあると考えられる。

したがって、現時点においては、本件申立文書の本号該当性を判断するに当たって、特定周辺者によって事故にあった利用者個人が識別されるおそれがあるかどうかによって判断せざるを得ないものとする。以下、当該基準にしたがって判断する。

エ 本件申立文書のうち、利用者の氏名（フリガナを含む。以下同じ。）・生年月日・住所・電話番号・被保険者番号、利用者の家族の氏名、他の施設利用者の氏名、記載者の氏名（印影を含み、事業所管理者を除く。以下同じ。）、記載者以外の施設職員の氏名及び本市以外の関係機関の職員の氏名については、利用者や、利用者の家族、他の施設利用者、施設職員（事業所管理者を除く。）及び本市以外の関係機関の職員の個人に関する情報であって、当該情報それ自体から、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

オ 本件申立文書のうち、利用者の年齢・性別については、利用者の個人に関する情報であって、本件申立文書に記録されている他の情報など、一般に入手可能な他の情報と照合することによって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

カ 本件申立文書のうち、記載者の職、事故の種類、利用者の既往症等の状況、要介護度及び傷病名並びに事故の内容、事故発生の経緯及び対処等、連絡した関係機関、医療機関（所在地、名称）、治療概要、利用者の状況（入院先、病状等）、家族への説明状況、損害賠償保険適用の有無、今後の再発防止策及びその他特記事項等（利用者の氏名・電話番号・年齢・性別、利用者の家族の氏名、記載者の氏名、記載者以外の施設職員の氏名、本市以外の関係機関の職員の氏名を除く。）については、上記エ及びオで、本号本文に該当すると判断した情報を非開示とすることにより、本件申立文書に記録されている他の情報など、一般に入手可能な他の情報と照合しても、特定の個人を識別することができるものとは認められないことから、本号本文に該当しない。

キ 次に、上記エ及びオで本号本文に該当すると判断した情報について、本号ただし書の該当性を検討する。

(ア) まず、本件申立文書のうち、前記エ及びオで本文に該当すると判断した情報については、いずれも、法令等により公にすることが規定されているものではなく、また、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報でもなく、ただし書アには該当しない。

(イ) 次に、ただし書イの該当性について検討する。

そもそも、介護保険制度は、介護保険制度の利用者が自己の責任で介護保険事業者・サービスを選択するものであることから、各介護保険事業者及び提供されるサービスの内容に関する情報は、介護保険制度の利用者にとって重要な情報である。

しかしながら、現時点においては、介護保険制度の利用者にとって必要な各介護保険事業者及び提供されるサービスの内容に関する情報が、容易に入手できる状況にあるとはいえない。

このような状況のもと、各介護保険指定事業者が介護保険制度の利用者へのサービス提供の際に発生した事故について横浜市へ提出した事故報告書に記録されている 事故の概要・事故の発生状況、 事故発生時及び事故後の施設、医療機関の対応、 連絡した関係機関、 利用した医療機関、 損害賠償保険の適用状況、 家族への説明状況、 施設の今後の再発防止策等の情報は、介護保険制度の利用者にとっては、事業者やサービスを選択するために有用な情報である。

そして、介護保険事業者は各事業所において事故が発生した場合、速やかに市町村等に連絡を行うことが介護保険法の運営基準により定められていること、事業所における事故発生の実態を明らかにすることは各事業者の適正な施設運営やサービスの提供を図る観点から社会的要請であること、事故発生時の各事業者における対応は、介護保険制度の利用者の生命、健康に係る重要な情報であることから、事故報告書に記録されたこれらの情報は、できる限り明らかにしていくことが必要であると考えます。

しかし、事故報告書には、事故にあった利用者本人及びその家族等、特定の個人を識別することができる情報が含まれているため、事故にあった利用者本人及びその家族等の個人の権利利益に配慮しながら開示の該当性について検討していくことが求められる。

また、前記カにおいて、本号本文に該当しないため、開示すべきと判断し

た部分には、事故の概要・事故の発生状況や事故発生時及び事故後の施設、医療機関の対応等の介護保険制度の利用者が事業者やサービスを選択する際に参考となる情報が含まれており、当該情報が開示されることにより介護保険制度の利用者にとって必要な情報は提供されることとなると考えられる。

したがって、以上のことを踏まえると、前記エ及びオで、事故にあった利用者本人及びその家族等の個人が識別されるため、本号本文に該当すると判断した情報については、前記カで本号本文に該当しないと判断した情報とともに公にすることが、必要であるとはいえない。

(4) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本号該当性の主張を取り下げているので、当審査会としては、本号該当性について検討する必要のないものとする。

(5) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録された法人代表者印の印影について、本号に該当するとして非開示としている。

ウ 本件申立文書に記録された法人の代表者印の印影については、当該印影の文字自体から当該法人の代表者印であることが認められ、これを公にすると、偽造されるなど、第三者に悪用されて、当該法人の財産等の保護に支障が生ずるおそれがあるため、本号に該当する。

(6) 介護保険事業者に係る情報の提供について

介護保険制度については、平成12年4月から制度の運用が始まり、介護保険制度の利用者が自らの責任で、サービスの提供を受ける介護保険事業者を選択することから、事業者を選択する際の判断材料となる事業者に関する基礎的な情報の提供が必要とさ

れているが、現在、このような情報の提供が十分になされているとはいえない状況にある。そのため、本件異議申立てのように、事故報告書に対して、開示請求がなされる事態が生じている。

そして、事業者における安全管理の徹底、事業所運営の透明性を高めることによる市民からの信頼の確保、他の事業所の安全管理上の重要な情報の提供による事故の防止などの観点から、事故にあった利用者本人及びその家族等のプライバシーの保護に最大限の配慮をしつつ、介護保険事業におけるサービス提供に係る事故を公表することは社会的要請である。

また、独立行政法人福祉医療機構が、福祉保健医療、介護保険及び障害者支援費制度における関連情報を提供するための総合的な情報ネットワークシステムとして運用している「WAM NET」（ワムネット）において、介護保険事業者などに先行して痴呆性高齢者グループホームを対象に行われている第三者評価情報や介護保険事業者に関するサービスの種類や定員等の基礎的な情報を掲載して情報提供を行ったり、厚生労働省が全ての介護保険事業者に関する事実情報の提供の制度化の検討や実施を進めており、横浜市においても、痴呆性高齢者グループホーム等に関する第三者評価情報の提供などの取組を進めている。

このような社会の動向などを踏まえつつ、当審査会としては、実施機関において、早急に、各介護保険事業者の介護保険サービスの提供時に発生している事故の概要や、それに対する各事業者や医療機関を含む関係機関の対応等に関する情報を積極的に提供していくべきであると考える。

## (7) 結 論

以上のとおり、実施機関が非開示とした情報のうち、別表 2 に示した部分を条例第 7 条第 2 項第 2 号及び第 4 号に該当するとして非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分については開示すべきである。

別表 1

対象行政文書		
番号	文書名	事故発生年月日
1	介護保険サービス事故報告書（平成 13 年 4 月 3 日 供覧）	平成 13 年 4 月 1 日
2	介護保険サービス事故報告書（平成 13 年 4 月 3 日 供覧）	平成 13 年 3 月 17 日
3	介護保険サービス事故報告書（平成 13 年 4 月 3 日 供覧）	平成 12 年 12 月 4 日 平成 12 年 12 月 7 日 平成 13 年 2 月 14 日 平成 13 年 2 月 15 日
4	介護保険サービス事故報告書（平成 13 年 4 月 9 日供覧）	
5	事故報告書（平成 13 年 4 月 29 日発生）	
6	介護保険サービス事故報告書（平成 13 年 6 月 5 日供覧）	
7	介護保険サービス事故報告書（平成 13 年 7 月 30 日供覧）	
8	介護保険事業者事故報告書（平成 13 年 7 月 30 日供覧）	
9	介護保険サービス事故報告書（平成 13 年 8 月 7 日供覧）	
10	介護保険サービス事故報告書（平成 13 年 9 月 10 日供覧）	
11	介護保険事業者事故報告書（平成 13 年 9 月 12 日供覧）	
12	事故報告書（平成 13 年 9 月 18 日供覧）	
13	事故報告速報（平成 13 年 9 月 28 日供覧）	
14	事故報告書（平成 13 年 11 月 2 日供覧）	
15	介護保険事業者事故報告書（平成 13 年 11 月 2 日供覧）	
16	介護保険事業者事故報告書（平成 13 年 11 月 7 日供覧）	
17	介護保険事業者事故報告書（平成 14 年 2 月 21 日供覧）	

18	介護保険サービス事故報告書（平成13年5月18日供覧）
19	介護保険事業者事故報告書（平成13年8月2日供覧）
20	介護保険事業者事故報告書（平成13年8月3日供覧）
21	介護保険事業者事故報告書（平成13年9月4日供覧）
22	介護保険サービス事故報告書（平成13年11月27日供覧）
23	介護保険サービス事故報告書（平成13年12月3日供覧）
24	平成13年12月26日供覧の事故報告

別表2

当審査会が、条例第7条第2項第2号及び第4号に該当し、開示しないことができると判断した部分

番号	文書名	事故発生 年月日	項目		非開示条項及び非開示情報	
					2号	4号
1	介護保険 サービス 事故報告 書（平成 13年4 月3日供 覧）	平成13年 4月1日	記載者名		記載者氏名	
			利用者	氏名	氏名	
				生年月日	生年月日、年齢	
				住所	住所	
			事故の状況	事故発生の経緯 及び対処等	利用者氏名	
			事故後の状況	家族への説明状 況	利用者氏名	
別紙	事故の状況、治 療の状況	利用者氏名、施設職員及び関係機関職 員の氏名				
2	介護保険 サービス 事故報告 書（平成 13年4 月3日供 覧）	平成13年 3月17日	記載者名		記載者氏名、施設職員の印影	
			利用者	氏名	氏名	
				生年月日	生年月日、年齢	
				住所	住所	
			事故の状況	事故発生の経緯 及び対処等	施設職員の訂正印の印影	
事故後の状況	家族への説明状 況	施設職員の訂正印の印影				
3-1	介護保険 サービス 事故報告 書（平成 13年4 月3日供 覧）	平成12年 12月4日	記載者名		記載者氏名	
			利用者	氏名	氏名	
				生年月日	生年月日、年齢	
住所		住所				
3-2		平成12年 12月7日	記載者名		記載者氏名	
			利用者	氏名	氏名	
	生年月日			生年月日、年齢		
住所	住所					
3-3	平成13年 2月14日	記載者名		記載者氏名		
		利用者	氏名	氏名		
			生年月日	生年月日、年齢		
住所	住所					
3-4	平成13年 2月15日	記載者名		記載者氏名		
		利用者	氏名	氏名		
			生年月日	生年月日		
住所	住所					
4	介護保険 サービス 事故報告 書（平成 13年4 月9日供 覧）	平成13年 4月4日	記載者名		記載者氏名、施設職員の印影	
			利用者	氏名	氏名	
				生年月日	生年月日、年齢	
				住所	住所	
管理者名		法人代 表者印 の印影				

5	事故報告書（平成13年4月29日発生）	平成13年4月29日	当事者	氏名	氏名	
				性別	性別	
				年齢	年齢	
				住所	住所	
				生年月日	生年月日	
				電話	電話番号	
			事故の概要	発生状況	利用者氏名	
施設が取った対応・処置	施設職員氏名					
浴室見取図		利用者氏名				
6	介護保険サービス事故報告書（平成13年6月5日供覧）	平成13年2月9日	利用者	氏名	氏名	
				住所	住所	
			事故の状況	事故発生の経緯及び対処等	利用者氏名及び施設職員氏名（欄外に記録された部分を含む。）	
		連絡した関係機関		施設職員氏名		
		今後の再発防止策		施設職員氏名		
平成13年2月21日	事故発生の経緯及び対処等		施設職員氏名			
7	介護保険サービス事故報告書（平成13年7月30日供覧）	平成13年7月29日	記載者名		記載者氏名、施設職員の印影	
			利用者	氏名	氏名	
				生年月日	生年月日、年齢	
				住所	住所	
管理者名			法人代表者印の印影			
8	介護保険事業者事故報告書（平成13年7月30日供覧）	平成13年7月30日	事業所の概要	記載者職氏名	記載者氏名	
			対象者（利用者）	氏名	氏名	
				被保険者番号	被保険者番号	
			住所	住所		
事故後の対応	家族への報告・説明	利用者家族氏名				
9-1		平成13年8月5日	処理印		利用者氏名	
			事業所の概要	記載者職氏名	記載者氏名	
			対象者（利用者）	氏名	氏名	
				被保険者番号	被保険者番号	
住所	住所					
9-2	介護保険サービス事故報告書（平成13年8月7日供覧）	平成13年8月5日	記載者名		記載者氏名	
			利用者	氏名	氏名	
				生年月日	生年月日、年齢	
				住所	住所	
			その他特記事項		利用者家族氏名	
			別紙の記録	氏名	利用者氏名	
				生年月日	利用者の生年月日、年齢	
住所	利用者住所、電話番号					
概要	利用者氏名、利用者家族氏名、施設職員氏名、利用者家族の電話番号					
欄外	利用者氏名及び記録者氏名					

10-1	介護保険サービス事故報告書（平成13年8月24日供覧）	平成13年8月24日	記載者名		記載者氏名
			利用者	氏名	氏名
				生年月日	生年月日、年齢
				住所	住所
			別紙の事故記録	決裁欄	施設職員の印影（施設長を除く。）
				該当者	利用者氏名
				対応職員	施設職員氏名
記録者	記録者氏名				
欄外	利用者氏名				
事故発生までの経緯	利用者氏名				
10-2	介護保険サービス事故報告書（平成13年9月10日供覧）	平成13年8月28日	記載者名		記載者氏名
			利用者	氏名	氏名
				生年月日	生年月日、年齢
				住所	住所
			別紙の事故記録	決裁欄	施設職員の印影（施設長を除く。）
				該当者	利用者氏名
				対応職員	施設職員氏名
事故内容	利用者氏名				
記録者	記録者氏名				
欄外	利用者氏名				
11	介護保険事業者事故報告書（平成13年9月12日供覧）	平成13年9月8日	事業所の概要	記載者職氏名	記載者氏名
			対象者（利用者）	氏名	氏名
				被保険者番号	被保険者番号
				住所	住所
			事故の概要	事故の内容	利用者氏名、他の施設利用者氏名
			事故後の対応	利用者の状況	利用者氏名、他の施設利用者氏名
再発防止に向けての今後の対応	利用者氏名				
12	事故報告書（平成13年9月18日供覧）	平成13年9月10日	当事者	氏名	氏名
				性別	性別
				年齢	年齢
				住所	住所
				生年月日	生年月日
				電話	電話番号
相手方との交渉経過	相手方意見	施設職員氏名			
処理方針		利用者氏名			
13	事故報告速報（平成13年9月28日供覧）	平成13年9月21日	事故場所		利用者住所、利用者被保険者番号
			受傷者（対物時は所有者）	氏名	氏名
				性別	性別
				生年月日	生年月日、年齢
				住所	住所
				電話	電話番号
			親族連絡先	利用者の親族連絡先	
			欄外	決裁欄	施設職員の印影（施設長を除く。）
欄外	施設職員氏名				

14	事故報告書（平成13年11月2日供覧）	平成13年9月10日	当事者	氏名	氏名
				性別	性別
				年齢	年齢
				住所	住所
				生年月日	生年月日
			電話	電話番号	
報告者			報告者氏名		
別添詳細な経過			施設職員氏名、施設職員の訂正印の印影		
15	介護保険事業者事故報告書（平成13年11月2日供覧）	平成13年6月1日	事業所の概要	記載者職氏名	記載者氏名
			対象者（利用者）	氏名	氏名
				被保険者番号	被保険者番号
				住所	住所
16-1	介護保険事業者事故報告書（平成13年11月7日供覧）	平成13年11月2日	事業所の概要	記載者職氏名	記載者氏名
			対象者（利用者）	氏名	氏名
				被保険者番号	被保険者番号
			住所	住所	
事故の概要	事故の内容（経緯を記載）	利用者氏名			
16-2	介護保険事業者事故報告書（平成13年11月7日供覧）	平成13年6月12日	決裁欄		施設職員の印影
			関係者	利用者名	利用者氏名及び年齢
				ヘルパー名	ヘルパー氏名及び年齢
			所見	担当	施設担当者氏名
対応方針	担当	施設担当者氏名			
17-1	介護保険事業者事故報告書（平成14年2月21日供覧）	平成14年2月7日	事業所の概要	記載者職氏名	記載者氏名
			対象者（利用者）	氏名	氏名
				被保険者番号	被保険者番号
17-2	介護保険事業者事故報告書（平成14年2月21日供覧）	平成14年2月14日	事業所の概要	記載者職氏名	記載者氏名
			対象者（利用者）	氏名	氏名
				被保険者番号	被保険者番号
住所	住所				
18	介護保険サービス事故報告書（平成13年5月18日供覧）	平成13年4月27日	記載者名		記載者氏名
			利用者	氏名	氏名
				生年月日	生年月日、年齢
				住所	住所
			別紙事故報告書	対象者	利用者氏名
				生年月日、年齢	生年月日、年齢
				住所	住所
				記入責任者職氏名	記入責任者氏名
確認者氏名	確認者氏名				
個人印の印影	記入責任者印の印影				

19	介護保険事業者事故報告書 (平成13年8月2日供覧)	平成13年 7月25日	事業所の概要	記載者職氏名	記載者氏名	
			対象者(利用者)	氏名	氏名	
				被保険者番号	被保険者番号	
				住所	住所	
20	介護保険事業者事故報告書 (平成13年8月3日供覧)	平成13年 7月29日	事業所の概要	記載者職氏名	記載者氏名	
			対象者(利用者)	氏名	氏名	
				被保険者番号	被保険者番号	
				住所	住所	
事故の概要	事故の内容(経緯を記載)	施設職員氏名				
21	介護保険事業者事故報告書 (平成13年9月4日供覧)	平成12年 11月13日	対象者(利用者)	氏名	氏名	
				被保険者番号	被保険者番号	
				住所	住所	
			別紙の事故報告書	施設内決裁欄	報告者の印影	
				報告者氏名	施設職員氏名及び印影	
始末書及び事故報告書への対応	施設内決裁欄	施設職員の印影				
利用者氏名	氏名					
22	介護保険サービス事故報告書 (平成13年11月27日供覧)	平成13年 11月6日	記載者氏名		記載者氏名	
			利用者	氏名	氏名	
				生年月日	生年月日、年齢	
				住所	住所	
			事故の状況	連絡した関係機関	利用者氏名	
			別紙の事故記録	施設内決裁欄	施設職員の印影	
				該当者	利用者氏名	
対応職員	施設職員氏名					
記録者	記録者氏名					
23	介護保険サービス事故報告書 (平成13年12月3日供覧)	平成13年 11月23日	記載者名		記載者氏名	
			利用者	氏名	氏名	
				生年月日	生年月日、年齢、性別	
				住所	住所	
24	平成13年12月26日供覧の事故報告	平成13年 12月20日	記載者名		記載者氏名	
			入居者	氏名	氏名	
				生年月日	生年月日、年齢	
				性別	性別	
				住所	住所	
経過メモ	施設職員氏名、嘱託医師氏名					

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年7月31日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成15年8月20日 (第18回第一部会) 平成15年8月22日 (第18回第二部会)	・諮問の報告
平成15年9月22日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年3月19日 (第284回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年4月2日 (第32回第一部会)	・審議
平成16年4月16日 (第33回第一部会)	・異議申立人からの意見陳述 ・審議
平成16年4月30日 (第34回第一部会)	・審議
平成16年5月18日	・実施機関から一部開示理由説明書(追加分)を受理
平成16年5月21日 (第35回第一部会)	・審議
平成16年6月4日 (第36回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成16年6月18日 (第37回第一部会)	・審議
平成16年7月2日 (第39回第一部会)	・審議
平成16年7月16日 (第40回第一部会)	・審議